

第七次前橋市総合計画の策定方針（案）

1 策定方針の趣旨

本市の人口は、既に減少局面へと突入しており、2010年に約34万人であった人口は、2060年には約22万人まで減少すると見込まれています。また、2010年に23%であった高齢化率は、2060年には40%まで上昇することが見込まれています。

私たちは、これまでも増して、人口や年齢構造の変化から生じる多様化・高度化した多くの行政課題に直面し、その対応を迫られることとなります。

総合計画は、こうした時代の変化にあっても、進むべき方向を見失わずに市政運営を展開するための長期的な指針であり、行財政運営の最上位計画です。

なお、本策定方針は、平成30年度から開始する第七次前橋市総合計画策定にあたっての基本的な考え方を示すものであり、市役所のみならず、地域の民間事業者（産官学金労言）や住民と共有することを目的に作成するものです。

2 計画の構成と3つのコンセプト

(1) 計画の構成 ※詳細は別紙のとおり

「基本構想」と「推進計画」の2層で構成します。役割と期間は、次のとおりです。

	役割	期間
基本構想	長期的な視点に立ち、「本市がどんなまちを目指すのか」を定めます。現行の第六次前橋市総合計画、県都まえばし創生プラン、前橋ビジョンで掲げる理念と整合を図りながら策定します。	特に期間を定めない
推進計画	基本構想の具現化を図るため、平成30年度を初年度とし、中・長期的に推進する重点施策を示します。なお、本計画は市長任期を考慮しつつ、定期的な見直しを実施します。	10年間

【イメージ】 ※表記は「年度」

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
基本構想	特に期間を定めない（※ ¹ ）									
推進計画	10年間、概ね3～4年で見直し（※ ² ）									

（※¹）基本構想は、「本市がどんなまちを目指すのか」という将来のビジョンを定めるもので、特に期間を定めないものとして位置づける。なお、変更を是非は、計画の見直し時等において総合的に判断する。

（※²）推進計画は、全体の計画期間を10年間とする。

なお、市長の任期を考慮し、概ね3～4年で見直しを行うことで、市長の基本政策と連動させる。

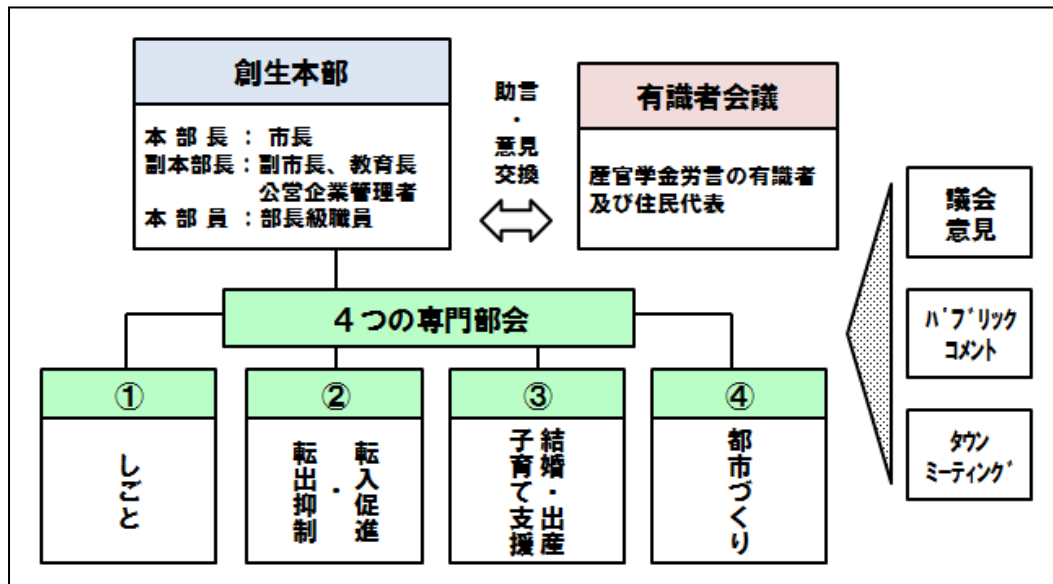
（2）コンセプト

推進計画の策定にあたっては、基本構想の趣旨を反映させるとともに、以下3つのコンセプトに照らして重点施策を選定します。

コンセプト	内容
①共有と発信	基本構想に掲げる本市が目指すべき将来ビジョンを地域全体で共有・発信する事業を推進します
②選択と集中	本市の地域特性（強み、他市との優位性）を踏まえ、伸ばすべき分野を明確にする事業を推進します
③官民連携	地域の民間事業者（産学官金労言）や住民と連携・協働する事業を推進します

3 策定体制

「県都まえばし創生本部」及び「有識者会議」（※³）における議論や、市議会での審議、タウンミーティング等を通じた市民意見の反映など、官民一体となって策定します。



（※³）有識者会議は、産学官金労言の各分野で専門的な知見を有する委員により構成します。なお、既存の類似組織である前橋市総合計画審議会の役割は本会議体へと移行します。

4 策定に向けたスケジュール（案）

（1）策定予定 ※詳細は、次頁「スケジュール（案）」のとおり

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 平成28年11月 | 策定方針の公表 |
| 平成28年度中 | 骨子案の提示 |
| | ※基本構想案と施策体系案をもって、骨子案と定義 |
| 平成29年秋頃 | 素案の提示 |
| 平成29年12月末 | 議案上程、策定 |

(2) 条例制定及び計画審議

地方自治法の改正(H23.5)により、総合計画の策定は法律で義務付けられるものではなくりました。しかしながら、市政運営の長期的な指針であり、行財政運営の最上位計画である総合計画を策定するにあたっては、市民の代表である市議会において議決を得ることが妥当であることから、そのための条例を新たに制定するとともに、計画の内容は、平成 29 年 12 月に開催の市議会で審議を予定します。

